

令和 5 年度

定期監査報告書

定期監査実施日

令和 5 年 11 月 8 日

西和賀町監査委員

監査の対象部署

公営企業会計事業を除く全部署

監査日

令和 5 年 11 月 8 日（水）

監査の範囲

- ・ 物品（備品）管理全般について

監査の方法

各課より備品管理票の提出を求め、備品管理一覧表と突合した。

必要に応じて担当部署からヒアリングを実施し備品管理体制について説明を求めた。

また、西和賀町財務規則の物品（備品）に関する各条文（第 191 条から第 209 条）について、会計管理者と質疑応答を行った。

監査の目的

物品（備品）の管理状況について

物品（備品）は、地方自治法第 237 条第 1 項で「財産」と定義され、管理については、地方財政法第 8 条「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

町が所有する物品等は、町民共有の財産であり当然にして適正な維持管理が求められる。

本町の備品管理は、西和賀町財務規則により適正な管理を図ることを定められて、備品管理機能を有する財務会計システムも含め、備品管理状況を監査し、問題点を検証するとともに、今後適正な備品管理を資することを目的とする。

監査の主な着眼点

- 備品管理票が適正に整備されているか。
- 目的に沿って備品の有効活用が図られているか。
- 保管方法、場所は適切か。
- 廃棄、所管換の手続きは適正か。
- 年度末現在で「物品出納報告書」は作成されているか。
- 物品分類基準表は適正か。

監査結果を踏まえた意見

監査対象の備品は、所管課ごとに常置場所と備品管理一覧表を突合した結果、概ね良好な状態で適正に管理されていることを確認した。

しかしながら、規則とシステムの帳票の不整合、あるいは改善を要する事項などもあったことから、次のとおり意見を付しておきたい。

財務規則第 207 条で「物品管理者は、次に掲げる重要物品について、毎年 3 月 31 日現在をもって物品出納報告書（様式第 73 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに会計管理者に通知しなければならない。」とされているが、全ての部署において通知が行われていない状況である。

また、本町が合併した平成 17 年 11 月から備品管理は財務会計システムで管理されているが、令和 4 年度の定期監査報告書にて『西和賀町財務規則に定める様式と財務会計システムから出力される様式の相違が散見されている』ことを指摘し改善を促してきたところであるが、現在も改善に前向きに取り組んでいる様子が見えなかった。

さらに、前述のとおり備品管理と財務会計システムが一体化していることから、財務会計システムに入力した文言が、備品管理一覧に抽出、出力される。一般的に事務執行する際には、一覧表などを使用する機会も多いが、一覧に表示される項目に当該物品の品番が表示されるなど、一覧から当該物品がどのようなものであるかをおおよそ推し量ることが困難なものも見受けられた。

あわせて、備品管理においては、当該物品をどこで誰が使用しているか、そしてどこに保管・維持しているのかが重要であるが、それらが明確になっていない物品も散見された。はたしてこのような状態で、十分な業務の引継ぎが行われているのか甚だ疑問であり、ひいては適正な物品の維持管理に繋がっているとは考えにくい状況にあると認識した。

このため、財務会計システムに入力する際に、全庁的に統一した記載方法をもってシステムに入力し、供用場所や常置場所なども明示するよう、改めてシステム管理の改善と適正な事務執行に努められたい。

会計課では現在令和 6 年度中の改正に向けて財務規則の見直し事務を進めており、現状に沿った備品管理となるよう、遅滞なく事務を執行されたい。

備品管理事務は、財務事務の一部ではあるが、教育委員会部局など大量の物品の管理が必要な部署もありその維持管理には相当困難しているのは理解するが、総じて、担当課長、担当者が物品を維持管理していくという当事者意識が希薄で、当該業務に割り当てる人員も手薄であったことは想像に難くない。

しかし、物品は限られた予算から取得している貴重な財産であり、常に良好な状態で管理し、効率的に運用しなければならない。今後一層の備品管理事務の適正化を図り、管理体制を確立されたい。

【参考：財産管理根拠の抜粋】

○地方自治法

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第 238 条の 5 第 2 項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第 3 項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 1 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 2 公有財産に属するもの
- 3 基金に属するもの
- 2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品を（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。
- 3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有権」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方財政法

第 8 条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

○西和賀町財務規則

（重要物品）

第 207 条 物品管理者は、次に掲げる重要物品について、毎年 3 月 31 日現在をもって物品出納報告書（様式第 73 号）を作成し、翌年度の 5 月 31 日までに会計管理者に通知しなければならない。

- （1）道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- （2）総トン数 3 トン以上 20 トン未満の船舶で動力機関を有するもの
- （3）第 195 条第 2 項第 1 号に規定する備品のうち取得価格が 50 万円以上のもの